

解 題

日暮 吉延（帝京大学教授）

1. 戦犯問題の展開

本データベース『法務省旧蔵 東京裁判・戦争裁判関係資料』は、東京裁判（正式名称は極東国際軍事裁判）とB C級戦争犯罪裁判に関する日本側資料で構成されている。

「戦争犯罪」は古くて新しい問題である。およそ戦争が起こる限り、戦争犯罪はなくなる。それは21世紀でも同じである。そして20世紀の第二次世界大戦後には、戦争犯罪の責任者に刑事制裁を加える裁判が世界規模で展開された。アメリカ単独のニュルンベルク継続裁判で首席検事を務めたテルフォード・テイラー准将は当時の戦争犯罪裁判を3つに区分している⁽¹⁾。

第1に、日本とドイツの指導者を「主要戦争犯罪人」（major war criminals）として起訴したニュルンベルクと東京の両国際軍事裁判である。「主要戦犯」とは高位の政治・軍事指導者のことであり、東京裁判は、この第1類型となる。

第2に、国際軍事裁判が終わった後、未起訴の主要戦犯容疑者を各国ごとの一国単位裁判に委ねたニュルンベルク継続裁判（Subsequent Nuremberg Trials）。やや紛らわしいが、ニュルンベルク裁判（Nuremberg Trial）は、ヘルマン・ゲーリングら24名が起訴された第1類型の国際裁判であり、第2類型のニュルンベルク継続裁判とは、アメリカ単独で185名を起訴した一国単位の主要戦犯裁判のことである。

第3に、「非主要戦争犯罪人」（minor war criminals）の戦争法規違反に関する一国単位裁判である。この非主要戦犯裁判を行ったのは、アメリカ、イギリス、中国国民党政権、オランダ、フランス、オーストラリア、フィリピン、ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマーク、ギリシア、ルクセンブルク、ノルウェー、ポーランド、ユーゴスラヴィア等。ソ連と中華人民共和国も特殊な「戦犯」裁判を行った。旧枢軸国のイタリア、オーストリア、ルーマニア等も実施した。日本人戦犯の場合、この第3類型には「B C級戦犯裁判」という独特な通称が用いられる。

時代や地域を問わず、敵国の国家指導者に戦争犯罪の責任を問うことは極めて難しい。その点、第二次世界大戦では、連合国が圧倒的な勝利をおさめ、敗戦国の日本とドイツを全面降伏させ、軍事占領するという例外的状況があったから、それが可能になった。

日本の場合、連合国が対日戦犯裁判を実施する法的根拠は、日本政府が1945年8月14日に受諾したポツダム宣言の第10項「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重なる処罰を加へらるへし」に求められる。この「戦争犯罪人」の範囲については、東京裁判の公判で弁護側が裁判所の管轄権は「通例の戦争犯罪」に限られると争ったが、ニュルンベルクと東京の両裁判所は3つの戦争犯罪類型を管轄した。

1945年8月8日公布の国際軍事裁判所憲章（ニュルンベルク裁判の基本法）の第6条に

⁽¹⁾ 以下、戦犯裁判問題の展開については、特に註記がなければ、日暮吉延『東京裁判の国際関係』（木鐸社、2002年）および『東京裁判』（講談社現代新書、2008年）による。

は、こうある。

……次に掲げる各行為またはそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人責任が成立する。

(a) 平和に対する罪 すなわち、侵略戦争または国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画、準備、開始、遂行、もしくは上記諸行為のいずれかを達成するための共通の計画または共同謀議への参加。

(b) 戦争犯罪 すなわち、戦争の法規または慣例の違反。この違反は以下のものを含むが、これに限定されるものではない。占領地所属ないし占領地内の一般住民の殺害、虐待、または奴隷労働その他の目的をもってする強制移送、捕虜ないし海上にある者の殺害、虐待、または人質の殺害、公私財産の略奪、都市町村の恣意的な破壊または軍事的必要によって正当化されない破壊。

(c) 人道に対する罪 すなわち、戦前または戦時中にすべての一般住民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隷化、強制移送、およびその他の非人道的行為、もしくは犯行地の国内法違反であると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、または、これに関連して行なわれた政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害行為。

上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画または共同謀議の立案または実行に参加した指導者、組織者、教唆者、共犯者は、何人によって行なわれたかを問わず、その計画の遂行上なされたすべての行為につき責任を有する⁽¹⁾。

(a) 項 = A 級犯罪として、侵略戦争の計画、準備、開始、遂行、共同謀議等を国際法上の犯罪とする「平和に対する罪 crimes against peace」が、(b) 項 = B 級犯罪として、戦刑法規・慣例の違反である「戦争犯罪 war crimes」が、(c) 項 = C 級犯罪として、戦前の行為も含め、一般住民に対する非人道的行為・迫害を国際法上の犯罪とする「人道に対する罪 crimes against humanity」が併記されている⁽²⁾。いずれも行為の内容によって分けられており、相互関係は「犯罪類型の違い」による水平関係である。たとえば、「A 級 (class A) のほうが B 級よりも重い犯罪だ」といった軽重の垂直関係にはないことは、すでに日暮吉延『東京裁判』（講談社現代新書、2008 年）で説明した。

以上の犯罪類型のうち、(a) 「平和に対する罪」と (c) 「人道に対する罪」の 2 つは、行為のあとで処罰法をつくるという事後法である。第二次世界大戦時、処罰が伝統的に認められていたのは、捕虜虐待・都市破壊ほかの戦刑法規違反 = (b) 「戦争犯罪」（東京裁判では「通例の戦争犯罪 conventional war crimes」）だけである。それでは事後法は、どうやってつくられたのか。

19 世紀には、戦争を行う国家主権は当然のことであり、戦争の合法・違法を問わない「無差別戦争観」が支配的であった。戦争は超法的な現象とされたのである。

第一次世界大戦後、この戦争が及ぼした未曾有の破壊度に対する反動として、国際裁判

⁽¹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集』第 1 巻（法務省、1963 年）12～30 頁【資料番号 06661100】

⁽²⁾ 「平和に反する罪」、「人道に反する罪」とも訳される。

で前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世を「不正な戦争」について裁くという構想がフランス、イギリスから提案された。しかし先例がないことから、1919年のヴェルサイユ条約第227条は、前皇帝を「国際道義と条約の神聖を害する最高度の犯罪」で起訴することに決着した。これは侵略戦争を「犯罪化」することなく政治的裁判を行うという妥協策であった（ただし前皇帝の亡命先オランダが引き渡しを拒否したため裁判は行われない）。

これに対して、第二次世界大戦では「侵略戦争の犯罪化」が実現する。大戦中、連合国の指導者たちは、ナチ・ドイツの残虐行為を戦争犯罪として裁く意志を何度も声明した。非難の対象は残虐行為であるが、連合国側に具体的な構想や方法があるわけではなかった。

それが急速に具体化したのは、1944年夏以降のアメリカ政府内においてである。ナチ指導者の即決処刑を唱える財務長官ヘンリー・モーゲンソーに対して、陸軍長官ヘンリー・スティムソンが「文明」的な戦犯裁判を強く主張した。それが最終的にフランクリン・ローズヴェルト大統領の支持も得て、アメリカの方針となった。そして、アメリカ陸軍省の政策決定を通じ、戦犯裁判の具体策が次々と生まれた。

そもそもナチによるユダヤ人迫害は、「戦前における行為」や「自国民（ユダヤ系ドイツ人）に対する行為」を含んでいたため、既存の戦争法規では処罰できなかった。それを戦争犯罪として処罰するために定立されたのが「人道に対する罪」である。

残虐行為に加えて、アメリカ陸軍省は、1928年のパリ不戦条約を根拠に、侵略戦争を国際法上の犯罪とするという方針も決めた。これが「平和に対する罪」となる。

アメリカ陸軍省の政策は、アメリカ政府内での意見対立や、即決処刑を好むイギリス政府の反対などを受けたが、結局、1945年6月26日～8月8日の米英仏ソ4カ国によるロンドン会議を経て、8月8日公布のロンドン協定（国際軍事裁判所憲章が附属）に結実した。ロンドン会議の難しい審議をリードしたのは、アメリカの司法長官、最高裁判所判事を歴任したロバート・ジャクソンであった【資料番号 06661100、06664100】。

その後、米英仏ソがドイツの指導者を裁く国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）が1945年11月20日に始まった。起訴されたのは、被告人24名（判決時22名）と6組織。1946年10月1日の判決では、有罪19名（絞首刑12名）、無罪3名となり、ナチ党指導者団、親衛隊（SS）、ゲシュタポ・保安部（SD）の3つが「犯罪的組織」と認定された。

2. A級戦犯裁判——国家指導者と侵略戦争の処罰

こうした対独政策が日本に転用された。連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の命令で、占領軍は1945年9月11日の東條英機を皮切りに、A級戦犯容疑者の逮捕を続けた。ニュルンベルクの開廷から半月後、マッカーサーが12月8日、自らの総司令部（GHQ）内に国際検察局（IPIS）——東京裁判の検察側——を設置し、すでに大統領任命でアメリカ代表検事（連合国唯一の首席検事）になっていたジョセフ・キーナンを局長にした。またマッカーサーは1946年1月19日、「特別宣言書」【資料番号 06336100-005、06661100】によって極東国際軍事裁判所を設置し、同裁判所憲章を公布した。ニュルンベルクの場合、これらは4カ国の国際協定（ロンドン協定）で行われたのに対して、東京ではマッカーサーが単独で連合国を代表した。裁判長にオーストラリアのウィリアム・ウェ

ップを選んだのも、マッカーサーである（ニュルンベルクの裁判長は判事間の互選）。

東京裁判では、勝者の連合 11 カ国（アメリカ、イギリス、中国国民党政権、ソ連、オランダ、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピン）だけが判事と検事を派遣した。東京裁判はアメリカ主導であったが、起訴状や判決の作成ではイギリスほかの英連邦諸国も大きな役割を果たした。裁判のために日本の公文書・私文書の探索や、容疑者・関係者の尋問が行われ、結果的に歴大な証拠書類が集まった。このように資料を集めた点は、東京裁判の歴史的意義の 1 つである。

当時は昭和天皇をどう処遇するかという問題があった。アメリカ政府の内部には早くから日本占領を混乱させないために天皇を温存するという政治的判断が存在した。そして 1946 年 4 月 3 日の極東委員会（F E C）で、戦犯起訴から「天皇を免除する」との了解事項について、天皇訴追論と見られたオーストラリア、ソ連を含む 11 カ国すべてが合意した。4 月 8 日、オーストラリア検事は、負けを覚悟しながら参与検事会議で天皇の起訴を正式提案するが、当然、却下された。その後、ソ連が天皇起訴を持ち出すこともなかった。占領下において天皇訴追の現実的可能性は低かったといえよう。

被告人は以下の 28 名となった（役職・階級は戦前・戦中のもの）。荒木貞夫（陸軍大将）、土肥原賢二（陸軍大将）、橋本欣五郎（陸軍大佐）、畑俊六（陸軍大将・元帥）、平沼騏一郎（首相・枢密院議長）、広田弘毅（首相・外相）、星野直樹（企画院総裁）、板垣征四郎（陸軍大将）、賀屋興宣（蔵相）、木戸幸一（内大臣）、木村兵太郎（陸軍大将）、小磯国昭（陸軍大将）、松井石根（陸軍大将）、松岡洋右（外相）、南次郎（陸軍大将）、武藤章（陸軍中将）、永野修身（海軍大将・元帥）、岡敬純（海軍中将）、大川周明（思想家）、大島浩（陸軍中将・駐独大使）、佐藤賢了（陸軍中将）、重光葵（外相・駐ソ大使）、嶋田繁太郎（海軍大将）、白鳥敏夫（駐伊大使）、鈴木貞一（陸軍中将）、東郷茂徳（外相）、東條英機（陸軍大将・首相）、梅津美治郎（陸軍大将）。もともと国際検察局が 1946 年 4 月 8 日に決定したのは 26 名だったが、4 月 17 日、来日が遅れたソ連検事の要求で重光と梅津の追加が承認され、28 名になった。陸軍出身者が 15 名を占め、海軍は 3 名だけであった。

彼らは全員、A 級犯罪の「平和に対する罪」で起訴されたため、「A 級戦犯 class A war criminals」という日本特有の呼称が生まれた。これは日本の開戦責任（真珠湾攻撃）を重視したアメリカの方針に由来し、アメリカや G H Q の公文書にも使われる公的な通称である。ちなみに、ドイツについては「主要戦犯」としか呼ばれない。ニュルンベルク国際軍事裁判の場合、「平和に対する罪」で起訴されない被告人もいて、「A 級」で一括りにできないからである。

3. 敗戦直後における日本政府と戦犯裁判

敗戦直後の日本政府は、①天皇を戦争責任追及から守る、②「国家弁護」と「個人弁護」の双方を行うことを考えていた。しかし、①の天皇保守は当然として、そもそも日本政府は、ポツダム宣言受諾の結果、連合国の戦犯裁判に協力すべき法的立場にあったので、政府が②のように統一的に弁護団を指導することは許されなかった。政府の公的方針は

「(一) 戦争裁判に関し、連合軍最高司令官の発する一切の指令覚書に、忠実に従いかつこれを履行する。(二) 各戦犯者を政府として公式に弁護する措置を講ずることはできないが……総司令部の了解の下に、政府内の関係機関において、その職務に応じ、弁護、家族に対する連絡、世話などの事務を行う」とされた⁽¹⁾。つまり政府の支援は、弁護側・戦犯家族に対する資料や便宜の提供に限られたのである。

こうして日本の裁判対策は、各省庁単位で行われることになった。

旧陸軍では、1945年12月1日発足の第一復員省(旧陸軍省)が復員と戦犯問題を担当し、1946年1月に戦後処理の研究会を発足させた。

旧海軍は、第二復員省(旧海軍省)の大臣官房臨時調査部が1946年1月25日、弁護資料研究班を組織し、海軍関係者を弁護するために実践的な研究を始めた。

陸海軍ともに矢部貞治(元東京帝大教授)、和辻哲郎(東京帝大教授)ほかの著名な識者を招聘しての研究であった。

両復員省は1946年6月14日、復員庁に統合され、復員関連業務として戦犯問題を扱った(戦犯担当は陸軍の第一復員局、海軍の第二復員局)。復員庁は1947年10月15日に廃止され、厚生省第一復員局と総理庁第二復員局に分かれるも、1948年1月1日に厚生省外局の復員局に統合された。1948年5月31日に厚生省外局の引揚援護庁が発足すると、引揚援護庁復員局となった。引揚援護庁は1954年3月31日に廃止、翌4月1日から厚生省内局に引揚援護局が設置された(1961年6月1日、援護局と改称)⁽²⁾。旧陸軍は、1964年6月27日に霞が関に移るまで援護局市ヶ谷庁舎——極東国際軍事裁判所の所在地——で自立的に執務した。厚生省内で旧軍は異質の存在だったのである。

外務省では、その外局、終戦連絡中央事務局(以下、終連)の第一部に置かれた戦犯事務室(室長は芳沢謙吉の女婿である中村豊一)が戦犯事務全般、容疑者・証人・弁護人の選定や世話を担当した。戦犯調査室は資料提供、法律・資料研究を担った。

また1946年2月、外務省と密接な関係にある民間団体として「内外法政研究会」が組織された(前身団体は1945年秋頃に結成)。高柳賢三(東京帝大教授)、高木八尺(東京帝大教授)、田岡良一(京都帝大教授)、信夫淳平(国際法学者)、馬場恒吾(政治評論家)といった錚々たる顔ぶれが集まり、弁護対策のための研究を重ね、国際法・国際政治・日本政治に関する水準の高い研究成果を残した。

4. 東京裁判の公判——開廷から判決まで

東京裁判の公判審理は、1946年5月3日に始まり、1948年4月16日に結審する。

キーナン率いる検察側は、1928年の張作霖爆殺事件から太平洋戦争にいたる「一貫した侵略戦争の共同謀議」、および日本軍の残虐行為を厳しく追及した。ニュルンベルクで導入された「共同謀議 conspiracy」とは、違法行為をしようと2名以上が合意しただけで独立

⁽¹⁾ 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』(厚生省、1955年)130頁。

⁽²⁾ 「アジ歴グロッサリー」<https://www.jacar.go.jp/glossary/term/0100-0030-0010-0020-0050.html> ほか。

犯罪が成立するという英米法特有の犯罪概念であるが、「日本の犯罪的軍閥が外国支配のために侵略戦争を陰謀した」とする単純明快な「歴史の見方」にも使われた。

連合国は、ニュルンベルクと東京の両裁判を「文明の裁き」として啓発した。「文明」が正義の原告となって「野蛮」な枢軸国を処断するというわけである。裁判を否定する「勝者の裁き」論からすれば、美辞麗句で糊塗した理不尽な報復としか映らない。だが、たとえば、弁護人をつけ、被告人に反駁の権利を認めることは、即決処刑と比較した時、たしかに大きな差があろう。特に「言葉の壁」や「英米法知識の欠如」という悪条件を抱える日本人弁護人では、とうてい連合国の検察に太刀打ちできない。それでは「勝者の報復」という批判が強まるだけなので、東京裁判では日本人弁護人のほか、アメリカ人弁護人も任命された（ニュルンベルク裁判の場合、ドイツ人弁護人しか許されなかった）。「勝者の公平性」を示すために、「弁護」は不可欠の要素だったのである。

しかし東京裁判の弁護側は、まとまりに欠けていた。日本人弁護人の間では、自衛戦争論にこだわる「国家弁護」派（これも一枚岩ではなかった）と、国家主義的主張に批判的な「個人弁護」派が対立した。これに加えて、アメリカ人弁護人のグループも勢力を張った。旧陸軍、旧海軍、外務省は「省益」優先で、被告人個々の方針も多様であった。

そんな弁護団であったが、「侵略戦争」や「共同謀議」の起訴を否定し、日本は経済的圧迫を受けた結果、「自衛戦争」に追い込まれたのだと反駁した。被告人の多くは、自分は職務や命令を遂行しただけだと弁明した。こうした被告人の態度は、責任回避、自己保身として多くの日本人を幻滅させた。しかし言論が統制された占領下において、極東国際軍事裁判所は日本人が連合国を公然と攻撃できる唯一の場所でもあった。そして日本国民は、東京裁判の審理を通じて、政治の舞台裏や中国やフィリピン等での残虐行為の存在を知った。

他方、判事団は、「平和に対する罪」が事後法かどうかをめぐって激しい内部対立を繰り広げた。この状況に危機感を抱いたイギリス判事ウィリアム・パトリックが辛抱強く多数派工作をした結果、1948年春頃、ニュルンベルク裁判と同じように「平和に対する罪」の正当性を認める判事7名のグループ＝多数派（アメリカ、イギリス、中国国民党政権、ソ連、カナダ、ニュージーランド、フィリピン）が成立した。そして彼らが多数判決（多数意見書）の法理論と事実認定を書いた（ただし被告人の評決と量刑は判事全員の評議で決めた）。

そして、この判決作成のやり方に反発した少数派判事4名（オランダ、フランス、オーストラリア、インド）は、それぞれ個別意見書を書いた（多数派のフィリピン判事も同意見書を提出したので、個別意見書は合計5つ）。そのうち、西洋帝国主義国による「勝者の裁き」を全面否定し、被告人全員の無罪を訴えたのが、インド判事ラダビノード・パルの反対意見書、いわゆる「パル判決」である。

多数判決は、1948年11月4日から法廷で朗読が始まる。法律問題では、ニュルンベルク判決を踏襲し、「平和に対する罪」はすでに国際法上の犯罪だと認定した。事実認定では、1928～1945年にかけて「侵略戦争を遂行する犯罪的共同謀議が存在した」と断じた。

最終日の11月12日、被告人に刑が宣告された。この時点で、被告人は大川周明の審理除外、松岡洋右と永野修身の病死で28名から25名に減っており、全員が有罪となった。

量刑は判事 11 名の多数決によるもので、土肥原賢二、広田弘毅、板垣征四郎、木村兵太郎、松井石根、武藤章、東條英機の 7 名が絞首刑、東郷茂徳が禁錮 20 年、重光葵が禁錮 7 年、その他 16 名が終身禁錮刑である（無罪なし）。死刑の根拠は、事後法批判の強い「平和に対する罪」ではなく、重大な残虐行為＝伝統的な戦争法規違反であったと考えられる。

5. B C 級戦犯裁判——残虐行為の処罰

B C 級戦犯裁判に関しては、いったん終戦前まで戻ろう。マッカーサーが対日反攻でフィリピンのマニラに迫ると、日本軍は 1945 年 2 月、マニラで 10 万ともいわれるフィリピン人を大量虐殺し、都市も破壊した。マッカーサーが戦後、第 14 方面軍司令官の山下奉文陸軍大将の処罰を真っ先に命じたのは、このためである。さらにアメリカの政府や議会は、このマニラ事件に衝撃を受け、ナチだけではなく、日本の戦犯処罰にも力を入れるようになった。

1945 年 4 月 10 日、南西太平洋戦域法務部内に戦争犯罪支隊（War Crimes Branch）が設置された（支隊長はアルヴァ・カーペンター中佐）。この戦争犯罪支隊が中心になって 10 月中旬までマニラを拠点に戦争犯罪の証拠収集と捜査を進めていく。

そして占領期の 1945 年 10 月 2 日、マッカーサーが東京に GHQ を、また、その特別参謀部である法務局（LS、局長はカーペンター大佐）を設置した。戦争犯罪支隊の要員と資料は B C 級裁判の捜査・起訴権限を持つ法務局に移され、捜査拠点もマニラから東京に移った。秘密調査に従事する対敵諜報部隊（CIC）、参謀第二部（G2）、言語専門家を擁する連合国翻訳通訳部（ATIS）が集めた資料や尋問調書は法務局に送られた。

対日戦犯裁判でいちばん早いのは、1945 年 8 月 20 日頃にアメリカ海軍がグアム島で行った秘密裁判だといわれる。正式な裁判でいえば、1945 年 10 月 8 日にマニラで開廷した山下奉文陸軍大将（第 14 方面軍司令官）の裁判が最初である。山下は、フィリピンでの残虐行為に関する上官責任を問われ、12 月 7 日、絞首刑判決を受けた（1946 年 2 月 23 日、対日裁判最初の処刑）。著名人では、もう一人、第 14 軍司令官の本間雅晴陸軍中将が 1946 年 4 月 3 日、「パターン死の行進」の責任を問われて銃殺刑となっている。

日本本土では、マッカーサーが 1945 年 12 月 6 日、アメリカ太平洋陸軍下の第八軍司令官ロバート・アイケルバーガー中将に軍事委員会（軍事法廷）の設置を命じ、12 月 18 日、横浜地方裁判所を使って本土の B C 級裁判、横浜裁判が始まった。GHQ 法務局が捜査と起訴を行い、第八軍法務部が裁判の管理、弁護人選任、再審を担当した。

B C 級戦犯裁判とは、A 級＝「平和に対する罪」の起訴をせず、残虐行為の責任を追及する非主要戦犯裁判である。日本の場合、B 級「通例の戦争犯罪」と C 級「人道に対する罪」を合わせて「B C 級」裁判と呼ばれた。本データベースに「ドイツ B・C 級戦犯について」（1967 年 7 月 11 日付）という文書【資料番号 06748100-004】があるが、これは日本との類推から用いたものと想像される。ドイツ人戦犯には「非主要戦犯 minor war criminals」という名称だけが使われ、「B C 級」とは言わない。

連絡局調査課「戦犯裁判の基本資料」（1950.11）という外交文書には「普通 B 級は現地責任者を、C 級は直接下手人を指す」とある。これは「犯罪類型による区別」ではなく、

B級＝残虐行為に責任を負う軍司令官、C級＝残虐行為の実行者（通常、下士官や兵）とする「行為主体による区別」である。このような誤りがなぜ生じたかといえば、終戦直後にアメリカ陸軍省法務総監部（JAGD）の戦争犯罪局（War Crimes Office）が用いた整理法——定義ではない——であり、GHQの幹部たちがこの整理法を日本側に伝えたことで、日本国内にだけB級とC級の「定義」だとする誤解が残ったわけである。

それでは実際の裁判でB級とC級は区別されたのかといえば、答えは否である。国務省文書（1955.8）が、対日BC級裁判で両者の判別はされたことがなく、厳密に区別すれば、日本人非主要戦犯の全員が「B級」に該当すると述べている⁽¹⁾。

ちなみに、東京裁判でも被告人は「人道に対する罪」で起訴されているが、多数判決が有罪を認定したのはB級の「通例の戦争犯罪」だけであり、「人道に対する罪」のほうは無視された。あまり理解されていないことだが、1937年の南京事件の有罪も、その根拠は戦争法規違反＝「通例の戦争犯罪」だったのである。この当時の「人道に対する罪」の本質が「自国民に対する行為」（ナチのユダヤ人迫害）にあり、それが日本のケースに適合しないからであった。

表1 連合国のBC級戦犯裁判（裁判終了順）

裁判国	開始日	終了日	主な裁判地	被告人数
イギリス	1946. 1. 20	1948. 12. 20	香港、シンガポール、マラヤほか	865
中国国民党政権	1946. 4	1949. 1. 26	南京、太原、上海、広東ほか	517
アメリカ	1945. 8 (or 10)	1949. 10. 19	横浜、マニラ、グアムほか	1,344
オランダ	1946. 8. 5	1949. 12. 24	ジャワ、バタヴィア、スマトラほか	995
フィリピン	1947. 8. 1	1949. 12. 28	マニラ	151
フランス	1946. 6	1950. 3. 29	サイゴン	181
オーストラリア	1945. 12. 2	1951. 4. 9	香港、シンガポール、マヌス島ほか	777

出典：日暮吉延『東京裁判』講談社現代新書

日本に対して一国単位のBC級裁判を実施したのは、表1の通り、イギリス、中国国民党政権、アメリカ、オランダ、フィリピン（単独裁判を始めたのは独立後）、フランス、オーストラリアの7カ国である。被告人の合計は4830名⁽²⁾。アメリカの裁判の始期については、山下裁判を最初とすれば1945年10月だが、幅広く海軍のグアム秘密裁判からとっている。1951年4月までマヌス島裁判を続けたオーストラリアが最後であった。

対日BC級裁判といえば、以上の7カ国とするのが普通である。ただし、そのほかに、ソ連と中華人民共和国による対日「戦犯」裁判もあった。両国の裁判には通常のBC級裁判とは異なる特殊性があるので、カギ括弧を付して「戦犯」と表記する。

ソ連は1949年、抑留した日本人のうち「約1万名」が「戦犯」容疑者だと声明した。そして「約3千名」が1948年から1951年にかけて、スパイ行為・反ソ行為を問責するソ連刑法第58条違反のかどで「戦犯」起訴された。一例をあげると、ある日突然、取調べのよ

(1) 日暮前掲『東京裁判の国際関係』236～238頁。

(2) 数字は厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（厚生省、1977年）。

うな数分の裁判を弁護人なしで受け、最重刑の禁錮 25 年を科される始末であった。

有名なのは、ハバロフスク裁判である。ソ連は 1949 年 12 月 25 日、突如、日本の細菌戦問題を迫及する裁判を始め、わずか 5 日後、「細菌戦用兵器の準備及び使用」のかどで元関東軍総司令官の山田乙三陸軍大将ほか計 12 名に有罪を宣告した⁽¹⁾。ちなみに、ソ連はドイツに対しては、自国領内とドイツ占領地区で「1 万 513 名」の「戦犯」に有罪を宣告したと西ドイツに通告した。しかし西ドイツのナチス追跡センターの調査では、1 万 3000 名、おそらくそれ以上だろうと試算した⁽²⁾。

次の中華人民共和国は 1949 年の建国後、自前の日本人「戦犯」容疑者 140 名を山西省の太原戦犯管理所に拘禁した。さらに 1950 年にソ連から引き渡された日本人「戦犯」容疑者 969 名を遼寧省の撫順戦犯管理所に拘禁した。容疑者たちには、共産党政権の「公正」を前提にした「認罪」、「学習」という名の思想改造が試みられた。

中国共産党政治局は 1955 年末、対日関係を改善するため、「戦犯」には死刑や無期刑を科さないという周恩来の提案を受け入れた。そして 1956 年 6 月 9 日から 7 月 20 日まで、日本人「戦犯」45 名（瀋陽 36 名と太原 9 名）を最高人民法院の特別軍事法廷で裁いた（罪状は残虐行為、細菌戦、スパイ行為等）。被告人は全員、自己批判の供述をした後、8 年～20 年の懲役刑を宣告された。残りの容疑者 1017 名は 1956 年に起訴免除となり、日本に送還された。受刑者も 1956 年以降、刑期満了前の赦免を受け、最後の 3 名が日本に帰国したのは 1964 年 4 月 9 日のことである⁽³⁾。

6. 裁判終結から戦犯釈放、靖国合祀へ

東京裁判の終了後、未起訴の A 級戦犯容疑者が残った。しかし、アメリカのニュルンベルク継続裁判（1946 年 12 月～1949 年 4 月）と同様の継続裁判は、マッカーサーが反対したために実現しなかった。また岸信介ほか文官閣僚を経験した A 級容疑者を B C 級戦争犯罪の容疑で起訴する計画が実現寸前まで行ったが、東京裁判の判決によって有罪の見込みが低いと判断され、中止となった。こうして A 級容疑者 17 名は、東條ら 7 名の死刑執行の翌日、1948 年 12 月 24 日に不起訴釈放された。極東委員会は、1949 年 2 月 24 日に A 級裁判の終結を「決定」し、1949 年 3 月 31 日に B C 級裁判の終結を「勧告」する。

1949 年末にドイツで減刑制度が始まったことに反応して、マッカーサーは 1950 年 3 月 7 日の回章第 5 号で、GHQ による減刑・仮釈放制度を設定した【資料番号 06340100-005】。その結果、占領終結までに 892 名が仮釈放された。A 級の重光（刑期 7 年）も 1950 年 11 月 21 日に仮出所している（それまでに梅津、白鳥、東郷、小磯の 4 名が服役中に病死）。サンフランシスコ講和条約が発効した 1952 年 4 月 28 日の時点で、拘禁中の戦犯受刑者は 1244 名（うち A 級 13 名）であった。

講和条約第 11 条は、日本の主権回復後の戦犯処遇を次のように規定した。

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の

(1) 日暮前掲『東京裁判』314、367 頁。

(2) 野村二郎『ナチス裁判』（講談社現代新書、1993 年）91 頁。

(3) 日暮前掲『東京裁判』367～369 頁。

裁判を受諾し〔Japan accepts the judgments〕、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

要するに、日本は連合国による戦犯裁判の「判決」の効力に異議をとみせず、主権回復後も刑を執行することを約束した。減刑・仮釈放については、日本の勧告を受けて、裁判国が決定することになった（東京裁判の場合は参加国の多数決）。

法務府（その後、法務省）は主権回復直後の1952年5月1日、「連合国の軍事裁判により刑に処せられた者は日本の裁判所においてその刑に相当する刑に処せられた者と同様に取り扱う」とした1950年7月8日付通牒を撤回した。その結果、戦犯受刑者は公民権を回復し、恩給受給や服役中の参政権行使も可能となった。また戦犯裁判による刑死と獄死が「公務死」に準ずるものとされた。こうして日本国内で戦犯は「国内法上、犯罪人ではない」との解釈が生じることになる。

A級受刑者の仮釈放では、講和条約を批准した8カ国（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、パキスタン〔インドと分離独立〕）が日本側の勧告について検討し、票決するという手続きがとられた。平沼は1952年8月に死去したけれども、残りの12名は南（1954年1月）、畑・岡（1954年10月）、嶋田（1955年4月）、荒木（1955年6月）、橋本・賀屋・鈴木（1955年9月）、星野・木戸・大島（1955年12月）、佐藤（1956年3月）という順で仮釈放された。まもなく死去した南と橋本を除くA級10名は、1958年4月7日付で減刑を受けて刑期満了となる。

BC級受刑者の場合、最後まで残ったアメリカ裁判の受刑者18名が1958年5月30日に仮出所した。他の裁判国関係も含めたBC級全員は1958年12月29日付で減刑となり、刑期満了した。この時、すべての戦犯の処理が終わり、対日戦犯処罰政策が終結した。

なお、ドイツ人戦犯の場合、米英仏の3国は1958年までに非主要戦犯受刑者の全員を釈放または仮釈放した。しかし、ニュルンベルク国際軍事裁判の主要戦犯受刑者は、米英仏ソの国際管理下にあり、ソ連が反対したため、日本のA級のような仮釈放は受けられず、医療仮釈放は深刻な病状の3名にとどまった。刑期満了による最後の釈放は1966年であり、終身刑のルドルフ・ヘスは1987年に自殺している。

A級受刑者の刑期満了の2日後、1958年4月9日、厚生省引揚援護局の旧軍人と靖国神社の職員が会合した。復員課が、まずはBC級を内密に合祀してはどうかと打診したが、靖国側は、国内世論を気にして戦犯合祀に消極的であった。しかし1958年末にBC級全員が刑期満了になると、靖国合祀は動き出す。1959年3月10日、引揚援護局復員課が初めてBC級戦犯の祭神名票（合祀予定者リスト）を靖国神社に送付し、靖国神社は4月6日、BC級刑死者346名を初めて合祀した。第4次の1967年10月17日までに、BC級合祀者数は合計984名となった。

A級については、1966年2月8日、A級12名の祭神名票が靖国神社に送付された。し

かし靖国側が抵抗して時間が過ぎた。A級合祀が実現するのは、元海軍少佐の松平永芳が靖国神社の宮司に就任した直後、1978年10月17日のことであった。合祀されたのは、絞首刑の7名、土肥原賢二、広田弘毅、板垣征四郎、木村兵太郎、松井石根、武藤章、東條英機、次いで判決後に病死した5名、平沼騏一郎、小磯国昭、白鳥敏夫、東郷茂徳、梅津美治郎に加えて、公判中に病死した松岡洋右と永野修身の合計14名である。

A級合祀推進論の背景には、東條内閣大東亜相の青木一男が「合祀しないと東京裁判の結果を認めたことになる」と明言したように、東京裁判否定論があった⁽¹⁾。

7. 国際連合と戦争犯罪

本データベースの第三部には、ニュルンベルク・東京の両裁判後、国際法規範をめぐって国際連合がどのように動いたかに関する資料が収録されている。主なファイルでいえば、「国連における戦犯問題（国際刑事法典草案・侵略の定義・国際刑事裁判訴訟草案）の審議関係資料」（1959年）【資料番号06743100-001～017】、「国連における「戦争犯罪及び人道に対する罪」関係綴（その2）」（1966年）【資料番号06744100-001～006】から「国連における戦争犯罪及び人道に対する罪に関する討議関係（その6）」（1969年）【資料番号06748100-001～029】まで、そして「国際連合関係綴（人権委員会等関係その1）」（1965～1968年）【資料番号06757100-001～028】である。

国際軍事裁判の諸原則を敗戦国だけではなく、普遍的に適用するべきだという議論は、裁判当時からあった。ニュルンベルク裁判の判決が出ると、アメリカ大統領ハリー・トルーマンは1946年10月23日の国連で、侵略に関するニュルンベルク諸原則が有効であることを強調した。ニュルンベルク裁判がアメリカの道義的リーダーシップを内外に示す材料だったからである。これに対して、折しも国連発足1周年にあたる10月24日、初代国連事務総長トリグヴ・リーが賛同し、ニュルンベルク諸原則の法典化を国連総会に訴えた。初期国連にとって、この諸原則は格好の目玉になりえたからである。

そして、アメリカがリードした第六委員会（法律委員会）の原案に基づき、国連総会は1946年12月11日、次のような決議95(I)を採択した。「ニュルンベルク裁判所憲章および同裁判所の判決が認めた国際法の諸原則を確認し、……国際法法典化委員会が人類の平和と安全に対する罪または国際刑法の全般的法典化の文脈で……諸原則の定式化を主たる重要計画事項として扱うことを命ずる」。

進展が早かったのは残虐行為処罰の分野である。国連総会は、世界人権宣言を採択する前日の1948年12月9日、戦時であると平時であるとを問わず、集団殺害（ジェノサイド）は国際法上の犯罪だとする「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」（ジェノサイド条約）を採択した（1951年1月12日発効）。ジェノサイドとは、国民的・民族的・人種的・宗教的な集団（group）を破壊するために殺害や身体・精神への加害などを行うことを意味する（日本はジェノサイド条約の締約国になっていない）⁽²⁾。

⁽¹⁾ 日暮吉延「靖国神社と戦犯——合祀に至る道」（2013.08.20）<https://www.nippon.com/ja/in-depth/a02404/>（HIGURASHI Yoshinobu, Yasukuni and the Enshrinement of War Criminals, November 25, 2013, <https://www.nippon.com/en/in-depth/a02404/>）

⁽²⁾ 日暮前掲『東京裁判の国際関係』609～614頁。

1965年4月、西ドイツが制定した法律によって、いわゆる「ナチ犯罪」が「1969年12月31日」をもって時効を迎えることになった。それ以降、ナチ犯罪人は起訴を免れることが可能となろう。これに対する諸国の反発を受けて、国連が時効の不適用について検討を始めた。そして国連総会は1968年11月26日、「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」（時効不適用条約）を採択し、「戦争犯罪」（特に1949年ジュネーブ諸条約に列挙された重大違反行為）と「人道に対する罪」（アパルトヘイト政策による非人道的行為、ジェノサイド罪を含む）については、犯行の時期と無関係に時効を適用しないこととしたのである（1970年11月11日発効）【資料番号06750100～06751100】。過去に遡及して時効を適用しないことの妥当性が疑われ、国連総会の採決では賛成58、反対7、棄権36と割れた（日本は棄権し、時効不適用条約の締約国になっていない）⁽¹⁾。ともあれ、これ以後、締約国によって、ナチ犯罪容疑者は死ぬまで追われることになった⁽²⁾。

法典化のほうはといえば、新設の国際法委員会に付託され、1949年半ばに法典化作業が始まった。だが、この頃になると、アメリカの国務省や陸軍省は、ニュルンベルク諸原則の普遍的適用に消極的になっていた。冷戦という新しい国際環境の影響である。

他方、1950年12月の総会決議で国際刑事裁判所創設についても検討が始まった。しかし加盟国はこれに熱意を見せず、また「侵略」定義の困難さもあって、1954年12月14日、国連総会は、この問題の検討を延期した。事実上の凍結であった【資料番号06743100-001～017】。

その後、国連総会が国際法委員会に国際刑事裁判所創設を諮問するのは、冷戦終結後の1990年11月28日である。国連は1990年代を「国際法の10年」と銘打った。そして安全保障理事会が旧ユーゴ国際刑事裁判所（国際戦犯法廷、ICTY、1993～2017年）、ルワンダ国際刑事裁判所（国際戦犯法廷、ICTR、1994～2015年）という2つの特別裁判所を安保理の補助機関として設置した。

次いで国際刑事裁判所（ICC）設立に関するローマ外交会議の結果、1998年7月17日に「国際刑事裁判所ローマ規程」が採択された（2002年7月1日発効）。オランダのハーグに置かれ、管轄犯罪の「ジェノサイド犯罪」、「人道に対する犯罪」、「戦争犯罪」、そして未定義の「侵略犯罪」について責任者個人が起訴されるという史上初めての常設の国際刑事裁判所である（日本は2007年10月1日に正式加盟）。アメリカは、軍部や議会が米軍人の起訴を嫌ったため、外交会議で強硬な反対姿勢を打ち出し、ローマ規程を批准しなかった（ロシアも未批准、中国・インドは未署名）。

国連との関係については、ICCは「法律的にも機能的にも国際連合から独立しており、国連システムの一部でもない。国連と刑事裁判所との協力は『交渉による関係協定』に規定されている。安全保障理事会は、ICCの締約国でない国に関することも含め、事態をICCに付託することができる」⁽³⁾というものになった。

(1) 藤田久一「『戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約』の成立」（金沢大学法政学会編『金沢法学』第15巻1・2合併号、1970年）。

(2) ナチ犯罪の追跡については、ジューモン・ヴィーゼンタール『ナチ犯罪人を追う』（下村由一・山本達夫訳、時事通信社、1998年）、野村前掲『ナチス裁判』参照。

(3) 国際連合広報センター「国際刑事裁判所」https://www.unic.or.jp/activities/international_law/icc/

「平和に対する罪」に相当する「侵略犯罪」については、注意が必要である。ローマ規程の採択時、「侵略犯罪」は条約に明記されたものの、「侵略」の定義が合意にいたらず、継続審議となった。したがって設立時、「侵略犯罪」は事実上 I C C の管轄外である。しかし 2010 年 5 月～6 月、ウガンダで開かれたローマ規程検討会議で、この問題に変化が訪れる。規程改正で「侵略犯罪」定義と管轄権行使条件が採択されたのである。第 1 に、「侵略の行為」として「他国の主権、領土保全または政治的独立に対する一国による武力の行使、または国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるもの」ほかの定義を列挙した。第 2 に、I C C 予審裁判部門の許可がある場合（ただし制限あり）、または国連安保理が I C C に付託した場合に、管轄権行使が開始されると定め、安保理の認定を相対化する可能性を示した。もっとも、日本外務省の解説によれば、「極めて複雑で他に例をみない特殊な規定となっており、侵略犯罪をめぐり I C C が実際に管轄権を行使するようになるまでに、その法的解釈について締約国間で共通の理解を形成していくことが求められている」⁽¹⁾。

さらに I C C が「侵略犯罪」に関する管轄権を行使するのは、上記の改正条項を 30 カ国が批准してから 1 年後、または「2017 年 1 月 1 日以降」の締約国団の別途決定時とされており、国際連合広報センターの説明は 2022 年 4 月現在、「2017 年に締約国が行う決定によっては、侵略犯罪に対しても管轄権を持つことになる」のままとなっている⁽²⁾。

しかも仮に管轄権行使が始まっても、大国相手に東京裁判のような指導者処罰が可能かといえば、このうえなく難しい。ドイツの法学者カール・シュミットの言葉を借りれば、「侵略」の定義は「複雑な、しばしば不可解な、外政上の事態」と連動するのである⁽³⁾。

8. 対日戦犯裁判の研究史

東京裁判の研究は、裁判当時から 1950 年代まで、主として国際法学者や英米法学者による法的分析が中心を占めた。裁判所憲章、起訴状、訴訟手続き等について、法や裁判の適否が論じられた。横田喜三郎『戦争犯罪論』（有斐閣、1947 年）、1946 年の團藤重光「戦争犯罪の理論的解剖」（團藤重光『刑法の近代的展開』弘文堂、1948 年）は、東京裁判を全面肯定する議論であった。鈴木貞一の補佐弁護人を務めた民法学の戒能通孝でさえ、1953 年の「極東裁判・その後」（『思想』1953 年 6 月号／『戒能通孝著作集——裁判』日本評論社、1977 年）で、東京裁判は事後法裁判ながら、「民主主義革命を達成させる手段」だと是認している。当時の雰囲気をよく感じさせる表現であろう。政治学者では、丸山眞男がよく知られる「軍国支配者の精神形態」（『潮流』1949 年 5 月号／『現代政治の思想と行動』未来社、1964 年）で、日本指導者の責任意識の稀薄さ、「無責任の体系」を批判した。

(1) 外務省「国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程検討会議（結果の概要）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/rome_kitei1006.html なお「侵略」定義の具体的内容については、国際連合広報センター「侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程の改正」https://www.unic.or.jp/files/rc_res6.pdf

(2) 国際連合広報センター「国際刑事裁判所」https://www.unic.or.jp/activities/international_law/icc/

(3) カール・シュミット『大地のノモス』下巻（新田邦夫訳、福村出版、1976 年）395 頁。

東京裁判の弁護人たちは概して裁判否定論を唱えたが、当時の主流は東京裁判の判決と理念を積極的に肯定しようとする知識人であった。

しかし 1960 年代後半にアメリカがベトナム戦争に本格的に介入すると、歴史学者リチャード・マイニアが 1971 年、自国アメリカの過去の政策＝東京裁判を批判するというスタンスから国際法、公判手続き、判決の事実認定の問題点を鋭く衝いた学術研究『東京裁判——勝者の裁き』（安藤仁介訳、福村出版、1972 年／原著は Richard H. Minear, *Victors' Justice*, New Jersey: Princeton University Press, 1971）を著わした。奇しくも同じ 1971 年に日本でも東京裁判の不当性を強調する児島襄『東京裁判』全 2 巻（中公新書、1971 年／全 2 巻、改版中公文庫、日暮吉延解説、2007 年）が刊行された。

この 2 つの著作を契機に、日本国内で東京裁判否定論が抬頭したが、その背景には高度経済成長で日本人が自信を取り戻したことがあった。その一方、日本の国力増大は 1970 年代以降のアジア諸国に対日警戒心を抱かせ、日本の戦争責任に対する外国からの追及が強まった。こうして歴史認識問題は国際政治上の争点となり、東京裁判をめぐる肯定と否定の対立が激化していった。

1980 年代からは、旧連合国側の公文書が機密解除されたため、法廷の舞台裏の詳細な政策決定や外交交渉に注目するという実証研究の新しい傾向が生まれた。その成果のうち特に画期として注目されるべきは以下の通り。日本における先駆者として被告人選定過程ほかの重要問題を相次いで解明した栗屋憲太郎の『東京裁判論』（大月書店、1989 年）、『東京裁判への道』全 2 巻（講談社選書メチエ、2006 年／全 1 巻、講談社学術文庫、2013 年）ほかの業績、元 U P 通信特派員として東京裁判を同時期に取材した後、オーストラリアの文書や関係者へのヒアリングに基づいて東京裁判の全体像を肯定論の立場から描いたアーノルド・ブラックマンの『東京裁判——もう一つのニュルンベルク』

（Arnold C. Brackman, *The Other Nuremberg*, New York: William Morrow, 1987／日暮吉延訳、時事通信社、1991 年）、オランダの外務省文書館・法務省文書館ほかの一次資料を駆使した L・ファン・プールヘースト『東京裁判とオランダ』（L.van Poelgeest, *Nederland en het Tribunaal van Tokio* (Dutch Edition), 1989／水島治郎・塚原東吾訳、みすず書房、1997 年）。アジアの関係では、中里成章『パル判事』（岩波新書、2011 年）のインド公文書に基づく知見が貴重であろう。

また東京裁判を国際政治の観点から実証的に分析した日暮吉延『東京裁判の国際関係——国際政治における権力と規範』（木鐸社、2002 年／中国語版、翟新・彭一帆訳『東京審判的國際關係——國際政治中的權力和規範』上海交通大學出版社、2016 年）、戦犯釈放過程の分析も含む『東京裁判』（講談社現代新書、2008 年／中国語版〔台湾〕、黄耀進・熊紹惟訳『東京審判』八旗文化、2017 年／英語版、translated by The Japan Institute of International Affairs, *The Tokyo Trial: War Criminals and Japan's Postwar International Relations*, Tokyo: Japan Publishing Industry Foundation for Culture, 2022）、対談形式の牛村圭・日暮吉延『東京裁判を正しく読む』（文春新書、2008 年）がある。さらに講演会記録として、外務省外交史料館編『外交史料館報』第 31 号（外務省外交史料館、2018 年）に大沼保昭「東京裁判——歴史と法と政治の狭間で」と日暮吉延「東京裁判と国際政治」

が掲載されている⁽¹⁾。

このように 1980 年代以降、東京裁判の歴史研究は、もっぱら外国の文書に基づいて書かれてきた。これに対して、本データベースは、日本側の資料を用いて東京裁判と B C 級裁判を見直すことを可能にするという点に存在価値があろう。

従来の研究では、日暮前掲『東京裁判の国際関係』と『東京裁判』が外務省外交史料館所蔵「外交記録」等に基づき日本側の対応を論じている。宇田川幸大『考証東京裁判』（吉川弘文館、2018 年）および『東京裁判研究』（岩波書店、2022 年）は国立公文書館所蔵の法務省資料によって旧陸軍・旧海軍・外務省の裁判対策や被告人たちの戦争認識等を論じた。半藤一利・保阪正康・井上亮『「東京裁判」を読む』（日本経済新聞出版、2009 年／日経ビジネス人文庫、2012 年）は法務省資料を詳しく検討している。

また極東国際軍事裁判所に提出されなかった弁護側の文書を編纂した東京裁判資料刊行會編『東京裁判却下未提出辯護側資料』全 8 巻（国書刊行会、1995 年）がある。小堀桂一郎編『東京裁判 日本の弁明——「却下未提出弁護側資料」抜粋』（講談社学術文庫、1995 年／小堀桂一郎編『東京裁判 幻の弁護側資料——却下された日本の弁明』ちくま学芸文庫、2011 年）は、その抄録と、東京裁判の「洗脳」機能を強調する小堀の長文解説を含む。「却下」「未提出」の資料に加えて、法廷で全文朗読された各弁護人の陳述等も収録されており、弁護側の反駁・主張がどんなものだったかを示す資料集といえよう。

B C 級裁判の実証研究としては以下が優れている。B C 級戦犯にいち早く着目した先駆者である内海愛子の『朝鮮人 B C 級戦犯の記録』（勁草書房、1982 年／岩波現代文庫、2015 年）と『スガモブリズン』（吉川弘文館、2004 年）、B C 級裁判を全体的に捉えようとした田中宏巳『B C 級戦犯』（ちくま新書、2002 年）と林博史『B C 級戦犯裁判』（岩波新書、2005 年）、B C 級戦犯の言葉を「精神史」的に分析した牛村圭『再考「世紀の遺書」と東京裁判』（PHP 研究所、2004 年）、フィリピンの公文書をはじめとする日本内外の資料を駆使した永井均の『フィリピンと対日戦犯裁判』（岩波書店、2010 年）と『フィリピン B C 級戦犯裁判』（講談社選書メチエ、2015 年）、そしてアメリカの横浜裁判における弁護人の努力を描いた清永聡『戦犯を救え』（新潮新書、2015 年）。また半藤一利・秦郁彦・保阪正康・井上亮『「B C 級裁判」を読む』（日本経済新聞出版、2010 年／日経ビジネス人文庫、2015 年）は国立公文書館所蔵法務省資料を詳しく検討している。

また茶園義男は、多数の資料集を刊行し、B C 級裁判研究に寄与した。すなわち、『B C 級戦犯軍事法廷資料』、『B C 級戦犯横浜裁判資料』、『B C 級戦犯米軍マニラ裁判資料』、『B C 級戦犯フィリピン裁判資料』、『B C 級戦犯英軍裁判資料』、『B C 級戦犯米軍上海等裁判資料』、『B C 級戦犯豪軍ラバウル裁判資料』、『B C 級戦犯豪軍マヌス等裁判資料』、『B C 級戦犯和蘭裁判資料』、『B C 級戦犯中国・仏国裁判資料』（不二出版、1984～1992 年）、『日本占領スガモブリズン資料』全 7 巻（日本図書センター、1992 年）である。

研究ではないものの、B C 級戦犯の回想録は多数ある。その中では特に以下が参照に値する。オーストラリアとオランダの B C 級裁判を受けた今村均元陸軍大将の『幽囚回顧録』

(1) 外務省外交史料館編『外交史料館報』第 31 号 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page2_5_001383.html

(秋田書店、1966年／中公文庫、2019年)、大本営海軍参謀を務め、横浜裁判で重労働40年の刑を受けた実松讓元海軍大佐の『巢鴨——スガモ・プリズン獄中記録』(図書出版社、1972年)。また冬至堅太郎『ある「BC級戦犯」の手記』(山折哲雄編、中央公論新社、2019年)は、BC級受刑者の手記・獄中日記等に宗教学者の山折哲雄による解説を付したものである。

中国共産党政権の「戦犯」裁判については、中国外交部の檔案(公文書)を分析した大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判』(中公新書、2016年)という優れた研究がある。それ以外では以下の回想録となろうか。島村三郎『中国から帰った戦犯』(日中出版、1975年)、富永正三『あるB・C級戦犯の戦後史』(水曜社、1977年)、中国帰還者連絡会訳『覚醒——撫順戦犯管理所の六年』(新風書房、1995年)新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』(梨の木舎、2003年)、金源『撫順戦犯管理所長の回想』(大澤武司監修、中川寿子訳、桐書房、2020年)。

ソ連の「戦犯」裁判については、実態がよくわからず、「シベリア抑留」という大枠から見ていくのが適当であろう。資料集では、戦後強制抑留史編纂委員会編『戦後強制抑留史』全8巻(平和祈念事業特別基金、2005年)が最良である。さらに富田武・長勢了治編『シベリア抑留関係資料集成』(みすず書房、2017年)、ハバロフスク裁判記録の日本語訳に『細菌戦用兵器ノ準備及ビ使用ノ廉デ起訴サレタ元日本軍軍人ノ事件ニ関スル公判書類』(外国語図書出版所、1950年／復刻版『細菌戦部隊ハバロフスク裁判』牛島秀彦解説、海燕書房、1982年)。

シベリア抑留の回想録は枚挙にいとまがないが、東京地裁判事、満洲国司法部次長、文教部次長を歴任し、「戦犯」抑留を受けた前野茂の『生ける屍——ソ連獄窓十一年の記録』全3巻(春秋社、1961年／改題『ソ連獄窓十一年』全4巻、講談社学術文庫、1979年)、同じく「戦犯」抑留の体験を持つ志田行男の『シベリア抑留を問う』(勁草書房、1987年)、斎藤六郎『続 回想のシベリア』(全国抑留者補償協議会、1990年)、高杉一郎『極光のかけに シベリヤ俘虜記』(岩波文庫、1991年)がよい。

実証研究は、セルゲイ・クズネツォフ『シベリアの日本人捕虜たち』(岡田安彦訳、集英社、1999年)のあと、2010年代に入って進展した。長勢了治『シベリア抑留——日本人はどんな目に遭ったのか』(新潮選書、2015年)、富田武『シベリア抑留——スターリン独裁下、『収容所群島』の実像』(中公新書、2016年)、小林昭菜『シベリア抑留——米ソ関係の中での変容』(岩波書店、2018年)、ヴィクトル・カルポフ『シベリア抑留 スターリンの捕虜たち——ソ連機密資料が語る全容』(長勢了治訳、北海道新聞社、2019年)である。

9. 法務省以外の戦犯裁判資料

国際軍事裁判のために収集された記録は情報や歴史の宝庫であると指摘した連合国側の関係者が何人かいるが、国立公文書館所蔵法務省資料は、まさしく日本における戦犯裁判関係資料の最大の宝庫であるといえよう。本データベースは、その一部を収録している。しかし法務省資料だけで万事がわかるはずもなく、ほかの資料を引照することが必要とな

る。そうした意味から、ここでは法務省以外の戦犯裁判の日本側記録について確認しておこう。

公判速記録や検察・弁護両側の証拠書類といった基礎資料は、本データベースには収録されていないが、まとまったコレクションがいくつかある。国立公文書館の法務省資料が最も完全なものだが、ほかにも、朝日新聞社旧蔵「極東国際軍事裁判記録」、東京大学社会科学研究所図書室所蔵「極東国際軍事裁判記録」があげられる。

朝日新聞社調査研究室の資料は、東京裁判をリアルタイムで取材した朝日新聞法廷記者団が集めたもので、法務省資料に次ぐ収集率であるという。1979年5月に国立国会図書館に寄贈され、現在は「朝日新聞社旧蔵 極東国際軍事裁判記録」として所蔵されている。1953年作成の朝日新聞調査研究室編『極東国際軍事裁判記録 目録及び索引』は、公判速記録や証拠書類を検索するうえで欠かせない⁽¹⁾。また朝日新聞社は、東京裁判の推移を事細かにトレースし、判事5名による個別意見書の全文も収録する朝日新聞法廷記者団『東京裁判』全3巻（東京裁判刊行会、1962年）を出版し、東京裁判研究に大いに寄与した。新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録』全10巻（雄松堂書店、1968年）には、法廷で朗読された多数判決しか収録されていないので、朝日『東京裁判』3巻本の個別意見書はとりわけ貴重である。

東京大学社会科学研究所（以下、東大社研）は、橋本担当弁護人であった金瀬薫二所有の資料を入手したことをきっかけに東京裁判資料の収集を開始し、小磯担当弁護人の三文字正平から資料の寄贈を受けたり、法務省司法法制調査部、朝日新聞社調査研究室、早稲田大学図書館から重複資料の提供を受けたりして、欠落部分の補完を試みた。

東大社研はまた、文部省科学研究費補助金（特定研究）によって極東国際軍事裁判資料委員会（メンバーは林茂、石田雄、利谷信義）を組織し、資料整理を進めた。①「目録および索引類」、②「公判速記録」、③「検察側証拠書類」、④「弁護側証拠書類」、⑤「公判関係資料」の5部門に分類された資料の大半は、朝日新聞社と同様、公判関連の基礎資料だが、「公判関係資料」には弁護側内部の政策決定がわかる貴重な文書も含まれる⁽²⁾。

それ以外に、宮内庁関係の東京裁判関係資料がある。この資料は1974年度に宮内庁から国立公文書館に移管された。収集の経緯は不明らしいが、中身は、①公判速記録（大部分が英文で、公判の約1割分が欠落）、②検察側証拠書類（大部分が英文で、法務省資料と重複）、③弁護側証拠書類（大部分が英文で、法務省資料と重複）、④その他資料である。これらは20年以上、放置されたあと、整理・目録作成の作業が2000年1月に始まり、2002年12月に終わった。

宮内庁移管資料は、ほとんどが法務省資料や東大社研資料と重複しているが、上記④の弁護側の覚書・書簡には宮内庁資料に固有なものもあるという（4割弱は東大社研資料と

⁽¹⁾ 国立国会図書館「朝日新聞社旧蔵 極東国際軍事裁判記録」<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/IMTFE-Asahi.php>

⁽²⁾ 林茂「はしがき」（『東京大学社会科学研究所所蔵 極東国際軍事裁判記録「弁護側証拠書類」目録』東京大学社会科学研究所、1972年）https://library.iss.u-tokyo.ac.jp/collection/catalog/catalog_kyokuto_bengohen.pdf
目録として『東京大学社会科学研究所図書室所蔵 極東国際軍事裁判記録』全3巻（1971～1973年）がある。なお現在では、さらに4部門を加え、合計9部門となっている。東京大学社会科学研究所図書室「極東国際軍事裁判関係資料」<https://library.iss.u-tokyo.ac.jp/collection/kaisetsu.html#kyokuto-1>

重複)。具体例は「戦犯の精神鑑定」、「宣誓供述の手続」、「弁護側証拠及び証人に関する調査報告」、「被告人尋問」、「企画委員会の協議事項」、「法務委員会の報告書」、「弁護側資料の調査・分析」、「米国人弁護人の毎日のミーティング」等である⁽¹⁾。

外務省外交史料館所蔵「外交記録」には、戦犯問題をめぐるGHQとの折衝、外務省内部の対策・研究等に関する文書が含まれている。特に関連資料がまとめて開示されたのは、1998年6月15日の第14回公開時であり、「本邦戦争犯罪人関係雑件」(D'.1.3.0.1)、「本邦戦争犯罪人関係雑件 調書資料関係」(D'.1.3.0.1-13)、「本邦戦犯裁判関係雑件」(D'.1.3.0.2)、「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件」(D'.1.3.0.3)、「A級戦犯取扱関係」(D'.1.3.0.3-10)、「極東国際軍事裁判関係一件」(D'.1.3.1.1)ほかで、利用区分が「要審査」の資料もあるものの、非常に有益な情報が示された。2001年10月9日公開の外務省条約局法規課『平和条約の締結に関する調書』全7巻(1967年)は、占領後期における戦犯関係の重要情報を提供した。2005年2月25日の第19回公開「賠償関係」文書にも戦犯釈放との関連性が見られる。

その後は、2018年9月28日公開時の「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 満期出所者関係」(D'.1.3.0.3-4)ほか、2019年1月31日公開「極東委員会(管理政策文書)」(B'.1.1.0.1-1)、2020年7月31日公開「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 仮出所者関係(勸告書)第18巻(米国)」(~第26巻、D'.1.3.0.3-3)などがある⁽²⁾。なお荒敬編『日本占領・外交関係資料集』全10巻(柏書房、1991年)からも戦犯関連の情報が得られる。

大学関係では、早稲田大学図書館所蔵「極東国際軍事裁判記録」⁽³⁾、関西大学図書館の岡本尚一弁護士(武藤担当)寄贈「極東国際軍事裁判資料」(弁護側資料)がある⁽⁴⁾。また国士舘大学図書館・情報メディアセンターは、「昭和45〔1970〕年5月に法務省から国士舘大学に譲渡・移管された極東国際軍事裁判に関する第一次資料が大量に保管されています。それに関する、廣田弘毅弁護士関係史料目録・極東国際軍事裁判速記録の一部を閲覧できます」とし、1990年代にマイクロフィルム版「国士舘大学附属図書館所蔵 極東国際軍事裁判関係資料集成(第1期)英文速記録及び和文証拠資料」(161巻、柏書房)が刊行されている⁽⁵⁾。さらに明星大学図書館にある非公開の「一又正雄文庫」中にも東京裁判資料が含まれているようである⁽⁶⁾。

(1) 庄司孝「宮内庁移管極東国際軍事裁判関係資料について一目録作成事業を終了して」(『北の丸』第36号、国立公文書館、2003年)。

https://www.digital.archives.go.jp/support/pdf/kaiteiban_kitanomaru36gou_P22.pdf

(2) 「外交記録」におけるBC級裁判関連文書を解説した論考として、金田敏昌「出所を躊躇うBC級戦犯——外交史料館新規公開文書の壁」(『アジア太平洋研究センター年報』第18号、2021年)。

(3) 『極東国際軍事裁判記録目録』(中沢保編『早稲田大学図書館紀要』第5号、1963年)。

(4) 関西大学図書館「極東国際軍事裁判資料」https://opac.lib.kansai-u.ac.jp/?page_id=17224

(5) 国士舘大学「国士舘特殊コレクション」https://www.kokushikan.ac.jp/education/library/special_collection.html マイクロフィルムについては、国立国会図書館「国士舘大学附属図書館所蔵 極東国際軍事裁判関係資料集成(第1期)英文速記録及び和文証拠資料」<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/YE-113.php>

(6) 大中真・周圓「一又正雄文庫を訪ねて」(『桜美林論考 人文研究』第10号、2019年)。https://researchmap.jp/read0059149/published_papers/19961845/attachment_file.pdf

10. 法務省資料の成立過程

かつて法務省の戦犯関係資料は、公刊された一部を除いて、閲覧を許されなかった。活字印刷され、冊子ごとに通し番号が打たれた法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概史要』（法務省、1973年）【資料番号 06334100-001～008】などは、実にごく一部の研究者が写しを持っていた。しかし、あらぬクレームへの警戒心もあって、少なくとも1980年代までは堂々と引用することがはばかれるような雰囲気があった。

私は1990年代のことだが、司法法制調査部の業務に関わった人物に同行してもらい、霞が関の瀟洒な赤れんが棟（法務省旧本館）にある法務図書館を訪れ、法務省の戦犯関係資料の閲覧を非公式に願ったことがある。しかし希望は叶わなかった。

その後、前掲『戦争犯罪裁判概史要』と法務大臣官房司法法制調査部『戦犯釈放史要』（法務省、1967年）【資料番号 06414100～06415100-003】は、靖国神社の境内にある靖国偕行文庫所蔵「井上忠男資料」（旧陸軍の戦犯関係資料）で閲覧・引用が可能になったが、複写に制限があり、あまり便利とはいえない。

さて法務省資料は、どのようにして成立したのだろうか。以下では、敗戦直後から戦犯問題に関わった豊田隈雄元海軍大佐の証言に依拠しながら、その過程を概観しよう⁽¹⁾。

講和条約発効後、厚生省の第一復員局（旧陸軍）、第二復員局（旧海軍）は戦犯裁判に関する「歴史としてとどめるべき資料」をほとんど持っていなかった、と豊田は回顧する。BC級裁判の場合、外地での裁判記録はほとんど没収されてしまったし、またアメリカは歴大な東京裁判記録を本国に持ち帰ったからだというのである。

しかし、この述懐は、やや誇張が過ぎて、実情とは異なるように思われる。たとえば、厚生省は、旧陸海軍の流れをくむ復員局を抱え、戦犯問題にも関わったので、戦犯関係資料を所有していた。それを編纂したのが、引揚援護庁長官官房総務課記録係編『引揚援護の記録』（引揚援護庁、1950年）、厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（厚生省、1955年）、厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』（厚生省、1963年）、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（厚生省、1977年）である。これらの成果は比較的早期に公刊され、戦犯裁判研究に貢献した。また厚生省引揚援護局法務調査室・田中宏巳編『BC級戦犯関係資料集』全6巻（編集復刻版、緑蔭書房、2011～2012年）の初版が刊行されたのは1954年である。ちなみに外務省も、占領軍との折衝や部内の戦犯裁判研究に関する記録を残していた。

さて両復員局の旧軍人たちは、厚生省で資料収集をしようとは考えず、戦争受刑者世話会理事の原忠一元海軍中将（アメリカのグアム裁判で禁錮6年）に相談した。戦争受刑者世話会とは、戦犯の援護・釈放促進のために1952年4月24日に設立された民間団体で、理事長に藤原銀次郎、理事に鮎川義介、青木一男、岸信介、正力松太郎ら（いずれも元A級容疑者）を擁した。受刑者世話会が1954年11月8日、小原直法相、清原邦一法務事務次官ほかと赤坂の料亭で懇談し、戦犯裁判資料の調査収集を法務省が担うよう働きかけた結果、この収集事業は1955年4月1日以降、刑執行・刑務所管理を担当する法務省矯正局

⁽¹⁾ 豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社、1986年）460～482頁。法務省資料に関する論考として、大江洋代・金田敏昌「国立公文書館所蔵『戦争犯罪裁判関係資料』の形成過程とBC級戦争裁判研究の可能性」（『歴史学研究』930号、2015年）がある。

の役目となった⁽¹⁾。

法務省は、厚生省や外務省と連絡をとりつつ、1956年9月4日、「戦争裁判関係資料収集計画大綱」を省議決定した。この「計画大綱」は、戦犯裁判の資料を「後世に残すこと」を事業の基本目的としたうえ、日本内外の官庁、民間団体、個人に接触し、容疑者・被告人の処遇、公判審理、刑執行その他に関する資料を「現物入手、複写、重要関係人物からの事情聴取等の方法」で集めることとした。そして「重要なものは、これを編纂し、必要に応じ印刷配布する」（ただし配布は関係省庁に限られる）。

その後、資料収集事業の所管は、1956年9月20日に法務省の矯正局から大臣官房調査課に移り、さらに1958年5月15日に「内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん」を担う大臣官房司法法制調査部（大臣官房調査課から改組）に移った。

司法法制調査部は1961年10月10日、戦犯関係資料収集の実施方針を決定している。

第1に、業務は資料の収集整理に限り、裁判批判等の価値判断はしない。

第2に、収集対象を限定した。公判関連の資料を中心に集め、法廷外の資料は副次的と位置づけた。さらにBC級裁判については、全面的な収集は行わず、「モデルケース」の資料を集める。ここでいう「モデルケース」は、BC級裁判の中でも「犯罪の性格、種別、審理内容、結果等からみて……この事件はこういう特徴をもっているとか、ぜひとも後世に残すべき事例である等の観点」から選ばれる。

第3に、どんな研究目的に利用されても困らない「無色透明な態度で整理」する。

第4に、刑期満了した元A級戦犯への「面接調査」を実施し、聴取書を作成する⁽²⁾。

以上を見ると、旧軍人の発案で始まった資料収集事業とはいえ、思いのほか中立性や客観性が志向されたようである。とはいえ、後述の「法的研究」と『共同研究 パール判決書』刊行の関係に見られる通り、「無色透明」というのは額面通りには受けとりがたい。

日本の戦犯関係資料といえば、弁護人が裁判後もそのまま個人で所有し、それが大学図書館や研究機関に渡るといのが、よくあるパターンである。たとえば、先に言及した関西大学図書館などは岡本尚一弁護人の寄贈資料から『極東国際軍事裁判資料目録』（1972年）という成果をあげているが、このように堅実な整理がなされるケースは稀であって、弁護人由来の裁判資料の大方は段ボールに入ったまま大学図書館等の片隅で眠り、当時の粗悪な藁半紙が時間の経過とともに風化し、朽ち果てていくことであろう。

さて司法法制調査部の「戦争犯罪資料係」を率いたのは、原忠一顧問（元海軍中将）、横溝光暉顧問（元内務官僚、中央更生保護審査会委員）——国立公文書館には「横溝光暉関係文書」も所蔵される——、豊田隈雄参与（元海軍大佐、第二復員局調査部長）、井上忠男参与（元陸軍大佐、第一復員局）である。

彼らは、元弁護人たちに資料提供を求め、1963年までに清瀬一郎（衆議院議員、東條担当弁護人）、花井忠（花井卓蔵の女婿、広田担当弁護人、検事総長）、島内龍起（大島担当弁護人）、塩原時三郎（通信官僚、木村担当弁護人）、ベン・ブルース・ブレイクニ（東郷・梅津担当弁護人、豊田副武裁判弁護人）、ジョージ・ファーネス（重光担当弁護人、豊田副武裁判弁護人）ほかから資料の寄託を受けた。公判速記録（和文・英文の速記録が

(1) 豊田前掲『戦争裁判余録』460～464頁。

(2) 豊田前掲『戦争裁判余録』464～466、472頁。

完全にそろそろ)、証拠書類等が大半を占めるが、被告人の「手記や日誌」も含まれた。これらの文書は1966年4月までに「約五百冊」に製本された。

次いで司法法制調査部は、被告人、弁護人、関係者等に対するヒアリングを始めた。本データベース第二部の「聴取書」が、その成果である。存命中の元A級受刑者10名からの聴取は1958年秋に始まった。10名とは、木戸幸一【資料番号06416100、06475100-011】、佐藤賢了【資料番号06417100-001～06417100-013、06475100-005】、嶋田繁太郎【資料番号06418100-001～007、06418100-16～20、06475100-003、水交会談話06484100、手記06524100】、大島浩【資料番号06418100-008～015、06418100-021～24、06475100-004、06477100-032】、鈴木貞一【資料番号06419100-001～009】、畑俊六【資料番号06420100-001～003、06420100-010～011、06475100-001】、荒木貞夫【資料番号06420100-004～009、06420100-012～016、06475100-002】、星野直樹【資料番号06421100-001～006、06421100-010～014、06425100～06428100、06436100-004、06436100-009、06475100-007】、岡敬純【資料番号06421100-007～009、06421100-015、06422100～06424100、06475100-006、水交会談話06489100】、賀屋興宣【資料番号06460100、06475100-008】。

元弁護人からも「戦犯弁護を引きうけたいきさつ、弁護、法律、事実関係に対する所見、戦争裁判、国際法等の将来対策」について聴取した。1960年の西春彦(外交官、東郷担当弁護人)【資料番号06438100-002～06438100-010、06477100-013～015】から1965年の清瀬一郎【資料番号06433100-001、06433100-004】まで「三十数名」が対象であった。林逸郎(橋本担当弁護人)【資料番号06429100-003、005】、池田純久(陸軍中将、梅津担当弁護人)【資料番号06429100-001、006】、榎本重治(海軍書記官、嶋田・岡担当弁護人)【資料番号06431100-001～009、06471100-003】、高柳賢三(鈴木担当弁護人)【資料番号06437100-001】、花井忠(広田担当弁護人)【資料番号06438100-011～018】、柳井恒夫(外交官、重光担当弁護人)【資料番号06439100-001】、大原信一(大川担当弁護人)【資料番号06439100-002～003】らの聴取書もある。

さらに旧陸海軍や外務省出身の証人・参考人「四十五名」からも話を聴いた。主な人物としては、佐藤尚武(外交官、駐ソ大使)【資料番号06441100-003、006】、岩畔豪雄(陸軍中将)【資料番号06442100-001、005、06477100-005】、大山文雄(陸軍法務中将)【資料番号06445100-001～002、004～005】、太田三郎(外交官、中村豊一の後任の終連戦犯事務室長)【資料番号06445100-003、006】、沢本頼雄(海軍大将)【資料番号06448100-001～007】、高木惣吉(海軍少将)【資料番号06450100-001、003、06477100-031】、石川信吾(海軍少将)【資料番号06450100-002、004】、田中新一(陸軍中将、参謀本部第一部長)【資料番号06451100-001、004、06477100-001】、片倉衷(陸軍少将)【資料番号06451100-003、006、06477100-002】、大井篤(海軍大佐)【資料番号06453100-003、006、06477100-006】、福留繁(海軍中将)【資料番号06454100-001、003、06477100-012】、大橋忠一(外務次官)【資料番号06456100-003～005、06456100-009、06477100-014、06477100-022】、山梨勝之進(海軍大将)【資料番号06457100-001、004、06477100-033】、井上成美(海軍大将)【資料番号06457100-002、005、06477100-018】、下村定(陸軍大将、陸相)【資料番号06411100-002、06413100-002、06464100、06465100】。なお、1959年より、日本国際政治学会の中に設立された太平洋戦争原因研究部も聴取に関与していたと思われる【資料

番号 07349100-001～068】。

これらの聴取書は、文書だけではわからない間隙を埋めるという役割があるし、故人となって現在では再獲得が不可能という点でも極めて貴重な情報である⁽¹⁾。

B C級裁判の記録は、たいていの場合、日本に持ち帰ることが禁じられた模様である。司法法制調査部が裁判国に資料提供を求めても、フィリピンのマニラ裁判の記録を1964年に入手できたくらいで、好意的な反応はほとんどなかったという。

このように裁判国側公式記録の確保が期待薄であったため、B C級裁判の日本側関係者（被告人、弁護人、通訳、教誨師など）に直接、聴き取りをせざるをえなかった。1956年から1970年にかけて豊田隈雄と井上忠男をはじめとする職員たちは、関係者約700名のもとを訪れ、聴取し、記録するという骨が折れる仕事に従事した。豊田によれば、「一回の出張調査に一週間ぐらいかけて、二、三件十人位ずつ話を聞いた。……こうして空白の多かった各国裁判の内容をつぎつぎと埋めることができ、事件の真相、裁判の舞台裏、連合国側の戦犯者取扱い等に関する資料が集められたのであった。B C級資料は以上のような事情から公式記録は比較的少なく、雑多な次等資料や周辺資料が大量で分類整理は困難をきわめた⁽²⁾。これらの成果は「〇〇地方出張調査報告書」というタイトルで1955年度の第1号から1969年度の第78号まで残っているが、公開済みは1956年度の第9号「高松、松山地方出張調査報告書」、1957年度の第16号「横浜地方出張調査報告書」だけで、その他は「部分公開」にとどまる（2022年4月現在）。なお1967年度の「スガモ・プリズン行刑史編さん事務関係出張報告書（札幌、仙台、大阪、兵庫）」は本データベースに収録されている【資料番号06610100-001～004】。

こうした収集活動を続けるなか、戦犯関連の資料は、法務省になるべく集中させることになった。1956～1957年に厚生省資料が移管された。外務省からは、東京裁判の公判記録、横浜裁判の報告書などが寄せられた。巢鴨運営委員会（受刑者の自治組織）【資料番号06343100-022～024】や戦争受刑者世話会の資料も法務省に移管された。

11. 法務省調査の成果

司法法制調査部は、事業の成果として以下のような編纂物を残している。

まずは、法務大臣官房司法法制調査部編『戦争犯罪裁判関係法令集』全3巻（法務省、1963、1965、1967年）【資料番号06661100～06663100、07372100-001～07373100】、法務大臣官房司法法制調査部訳『R・H・ジャクソン報告書』（法務省、1965年）【資料番号06664100】である。これらは関係省庁、大学、図書館等に寄贈され、戦犯裁判研究の基礎資料として有益な役割を果たした。

『戦争犯罪裁判関係法令集』は、国際軍事裁判所創設にいたる基本文書と裁判所憲章、イギリス・オランダ（蘭印）・アメリカ・フィリピン・オーストラリア・フランス・中国国民党政権によるB C級裁判、そしてGHQ裁判（1948年10月に始まった豊田副武元海軍大将・田村浩元陸軍中将对するGHQ直轄のB C級裁判）の法令を収録している。

⁽¹⁾ 豊田前掲『戦争裁判余録』469～470頁。なお、聴取時のノートと思われる資料も第三部に収録されている【資料番号06675100～06679100】。

⁽²⁾ 豊田前掲『戦争裁判余録』472～473頁。

『R・H・ジャクソン報告書』は、原著の *Department of State, Report of Robert H. Jackson, United States representative to the International Conference on Military Trials London, 1945* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1949) が早期に公刊されていた。さまざまな公文書に加え、1945年6月～8月に米英仏ソ4カ国の法曹代表がニュルンベルク国際軍事裁判のための法律と制度について激しく議論したロンドン会議の議事録を収録したものである。「平和に対する罪」の法形成過程を実証的に解明した名著、大沼保昭『戦争責任論序説』（東京大学出版会、1975年）は、この報告書を用いて、緊張に満ちたロンドン会議の激論を活写している。

法務大臣官房司法法制調査部『極東国際軍事裁判公判日誌』【資料番号 06317100-002】は、東京裁判について、その日何があったかを知るうえで役立つ情報が豊富である。

『巣鴨における戦犯行刑概史』全15巻【資料番号 06392100～06395100-009】は、法務省矯正局の人員が1967年から編纂に従事し、1969年3月に司法法制調査部に提出したものである。

「戦争犯罪およびその裁判の法的研究」は、裁判資料を体系的に整理するために実施された東京裁判とBC級裁判に関する研究である。本データベースでは、「戦争犯罪裁判に関する研究報告（その1）」から「戦争裁判の法的研究」関係綴（その6）」までを占める【資料番号 06611100-001～6660100】。この研究は、1964年6月4日の法務省の省議決定に基づいて開始され、1969年3月に完了した。研究を委嘱されたのは、一又正雄（早稲田大学教授、国際法学）、角田順（国立国会図書館主任司書）、阪埜淳吉（陸軍法務中佐、板垣担当弁護士）、奥原敏雄（早稲田大法学部助手、のち国士舘大学教授）の4名。奥原は、他の3名（同年代）よりも20歳余り若くて、メンバー中でも「助手」的な立場であつたろう。

なお、ほぼ同時期に、東京裁判研究会著『共同研究 パール判決書——太平洋戦争の考え方』（東京裁判刊行会、1966年／東京裁判研究会編『共同研究 パール判決書』全2巻、講談社学術文庫、1984年）という書籍が一般向けに出版されている。同書の刊行は朝日新聞社調査研究室の佐山高雄（政治部記者、東京裁判刊行会代表）が企画したものらしいが、序文に「本書の刊行は、法務省司法法制調査部戦犯調査室が蒐集した資料の使用なくしては実現できなかった」と明記され、「東京裁判研究会 同人」として一又正雄、角田順、阪埜淳吉、豊田隈雄、井上忠男が名を連ね、奥原敏雄が資料・校正を担当した。同書は「パール判決」の全訳に加えて、パールを称賛する一又、角田、阪埜の解説を載せており、巻末の年表は豊田と井上の手による。「東京裁判研究会」のメンバー構成は法務省の「法的研究」プロジェクトと完全に一致することから、「実施方針」の「無色透明」という説明も距離を置いて考える必要があるだろう。なお国際法学者の田岡良一（刊行当時、京都大学名誉教授、関西学院大学教授）は「研究会」の非同人ながら、請われて短い「序章」を寄稿した。田岡の論考はパール判決を評価しつつも、客観的、批判的な観察を加えたものである。

『戦争犯罪裁判概史』【資料番号 06312100～06330100-002、関係綴 06331100～06333100-013】は、司法法制調査部が集めた資料の「最終総まとめの記録作成」を志向した成果である。横溝光暉、豊田隈雄、井上忠男らが分担執筆した手書きの草稿であり、①序章、②極東国際軍事裁判、③GHQ裁判、④BC級裁判、⑤刑の執行、⑥釈放、⑦援護、⑧ソ連・

中国共産党裁判、⑨関係資料の整理、⑩終章という構成になっている。しかし本データベースの『概史』は、情報開示状況のせいで、残念ながら完全版ではない。第1冊の「序章」、第9～14、16～19冊はBC級裁判、ソ連・中国共産党裁判の内容を含む巻で、いまだ全面公開されていない（フランス裁判・フィリピン裁判の第15冊【資料番号06325100-001～002】は公開済み）。

1973年8月、『概史』の抜粋を活字印刷したのが前掲『戦争犯罪裁判概史要』【資料番号06334100-001～008】である。

『戦犯釈放史要』（1967年）【資料番号06414100～06415100-003】は、講和条約の発効前からA級・BC級の戦犯釈放完了にいたる過程を論述している。法務省の中央更生保護審査会委員を務めた横溝光暉が「まったく自発的に」作成したもので、「部内における執務の参考に供する」ために活字印刷された。本書も長らく部外秘であった。本データベースの『戦犯釈放史要』は墨塗りなしの全面開示版である。

『連合国戦争犯罪委員会史及び戦時法の発展』【資料番号06375100～06390100-005】は、連合国戦争犯罪委員会（UNWCC）の正史、*The United Nations War Crimes Commission, History of the United Nations War Crimes Commission and the Development of the Laws of War*, London: His Majesty's Stationery Office, 1948 の全訳である⁽¹⁾。UNWCCとは、戦争犯罪を調査する連合国の国際機構で、1943年10月20日に設置が合意され、翌年1月18日に発足した。オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコスロヴァキア、ギリシア、インド、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポーランド、南アフリカ、イギリス、アメリカ、ユーゴスラヴィア、国民解放フランス委員会が参加した（ソ連は、ウクライナほか7共和国をメンバーにする要求が通らなかったために不参加）。任務は、証拠収集や容疑者リスト作成、法律問題に関する諸政府への助言・勧告である（1948年3月31日に解散合意）。委員の多くは、付託された戦争法規違反以上に「戦争犯罪」概念を拡大させる方向を目指し、内部では、すでに1944年3月の時点で「人道に対する罪」という名称が使われていた（さらにさかのぼれば、第一次世界大戦時、オスマン帝国内での少数派アルメニア人虐殺について、英仏露3カ国が1915年5月、「人道と文明に対する罪」だと非難している）。

12. 国立公文書館への移管

法務省の戦犯資料は、1999年から2000年にかけて東京都千代田区北の丸の国立公文書館に移管された。その資料は、「戦争犯罪裁判関係資料」、「巣鴨刑務所関係資料」、「戦争犯罪人赦免関係資料」という3つの資料群から構成される。

第1資料群「戦争犯罪裁判関係資料」は、法務省の司法法制調査部が収集、作成した資料であり、簿冊件数は6003件、1999（平成11）年度に法務省司法法制調査部から国立公文書館に移管された。中身は、東京裁判の公判速記録（和文・英文）、資料目録、弁護側資料、ニュルンベルク裁判記録、GHQ裁判記録、BC級裁判記録、厚生省移管資料、司法

⁽¹⁾ 英語原文は以下で見られる。1948 *History of the United Nations War Crimes Commission and the Development of the Laws of War*, <http://www.unwcc.org/wp-content/uploads/2017/04/UNWCC-history.pdf>

法制調査部の研究調査資料、戦争受刑者世話会資料等々である。

第2資料群「巣鴨刑務所関係資料」は、刑執行・刑務所を管轄する法務省矯正局の作成資料である。簿冊件数は1712件で、1999年度に法務省矯正局から国立公文書館に移管された。内容は「①巣鴨プリズン・巣鴨刑務所在所者身分帳（No.1～No.1471）、②巣鴨刑務所状況日報、在所者名簿、パロール関係綴等、③巣鴨慰問アルバム、写真・レコード・録音テープ」とされる。

第3資料群「戦争犯罪人赦免関係資料」は、仮出所・保護観察を管轄する法務省保護局が講和条約発効から戦犯釈放完了までの時期、すなわち1952～1958年に作成した事務文書である。簿冊件数は180件で、2000年度に法務省保護局から国立公文書館に移管された。内容は「①戦犯赦免・減刑・仮出所処分決定書綴、仮出所者原簿」、「②戦犯個人別記録（米・英・仏・蘭・豪・A級）、記録簿」とされる⁽¹⁾。

以上のうち、第1資料群は、2002年から一部の閲覧が可能となり、2007年4月からマイクロフィルムでの公開が始まった。フィルムにコマ番号をつける作業が完了したのは2008年6月⁽²⁾。そのため、2008年後半には、法務省資料に関する新聞報道が続いた。しかし本データベース刊行の時点で「要審査」「部分公開」という資料も少なくない。未公開資料の多くは、釈放問題も含めてBC級戦犯絡みである。

他方、第2・第3資料群の場合、完全公開されているのは1割弱にすぎない（2022年4月現在）。「身分帳」「個人別記録」等の個人情報を含むためだと思われる。ちなみに外務省外交史料館「外交記録」も「戦犯関係記録のうちBC級戦犯関係記録については、今日においても、未だ個人のプライバシーを損ねる惧れが非常に高いことから、被疑者の氏名等を削除の上、公開」するとしている⁽³⁾。

ともあれ、かつては全くアクセスできなかった歴大な情報の一部が、オンライン版の本データベースによって、いつでも自在に閲覧できるようになった。県境どころか国境も容易に越えられる。本データベースの資料が活用され、戦犯裁判研究や歴史研究が大きく進展することを願うものである。

(1) 以上、国立公文書館移管関係のデータは「国立公文書館データアーカイブ」<https://www.digital.archives.go.jp/>による。

(2) 半藤一利・保阪正康・井上亮『「東京裁判」を読む』（日経ビジネス人文庫、2012年）17頁。

(3) 外務省「平成9年度外交記録公開一般案件概要」https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryō/shozo/gshir/gshir_14_2.html